

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグストアモリ石巻わかば1丁目店・セブンイレブン石巻わかば1丁目店  
石巻市わかば一丁目6番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬  
福岡県朝倉市一木1148番地の1  
株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役 松永 文彦  
東京都千代田区二番町8番地
- 3 市町村の意見の概要  
（1）環境保全上の意見について
  - ①騒音に関する事項  
早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両及び商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。また、近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。
  - ②振動に関する事項  
今後、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。
  - ③光害に関する事項  
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。
  - ④その他の事項  
建設中に粉塵の苦情があった場所であることから、近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。また、事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行

うこと。

(2) 教育委員会の意見について

届出箇所は、主要道路が交差する箇所であり、日頃から交通量が多い状態である。各校では、常日頃から登下校における安全指導を徹底し、定期的に職員が巡回しながら児童生徒への危険個所の安全指導を行っているところ、今回の出店により、更なる交通量の増加が予想され、登下校中の児童生徒の交通事故の発生が憂慮される。このことから、店舗駐車場出入口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮をすること。

(3) 建設に係る意見について

新たな店舗乗入口の設置等で、道路構造物の形状を変更する場合は、事前協議の上、道路工事施工承認申請書(道路法第24条)を道路課へ提出すること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

令和6年7月26日から令和6年8月26日まで(ただし、閉庁日を除く。)